

研究所 月報 2023.5

就職氷河期世代安定雇用実現コース

特定求職者雇用開発助成

バブル経済崩壊後の雇用環境が厳しい時期、平成5年（1993年）～平成16年（2004年）頃に就職活動を行っていた方々を就職氷河期世代と言います。

この助成金では、就職氷河期世代のうち、

- 不安定な仕事に就いている（正規雇用を希望しながら不本意に非正規雇用で働いている）方
 - 仕事に就いておらず（無業状態である）、就職に向けてお悩みの方
 - 学校卒業後、正規雇用としての経験がない方であって、子育てなどにより就業にブランクがある方
- などの正規雇用としての就職を支援しています。

<対象となる労働者> 下表(1)～(5)のすべてに当てはまる方が対象です

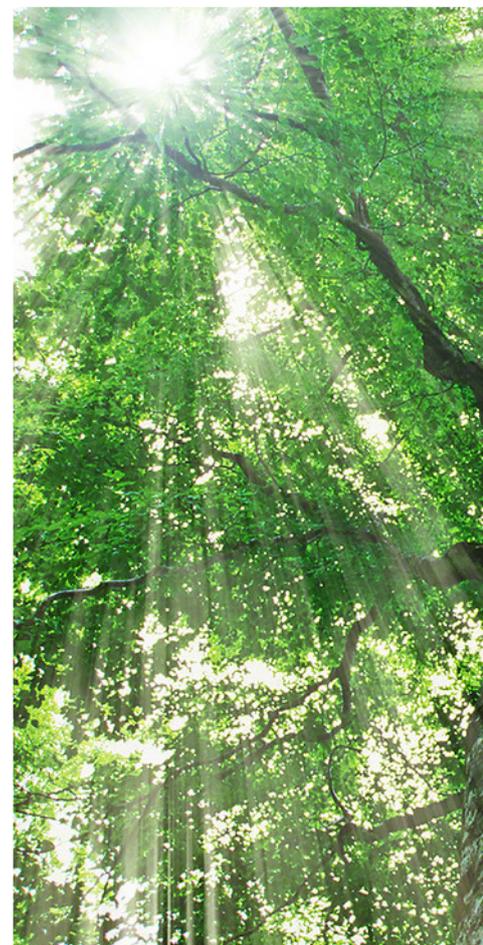
- (1) 1968年（昭和43年）4月2日～1988年（昭和63年）4月1日生まれ
- (2) 雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下である方
- (3) 雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者等として雇用されたことがない方
※過去1年間に正規雇用労働者等として雇用された期間がある方でも、事業主都合の解雇等により離職した場合は助成対象となります。
- (4) ハローワークなどの紹介の時点で「失業している方」または「非正規雇用労働者など安定した職業に就いていない方」でかつ、ハローワークなどにおいて、個別支援等の就労に向けた支援を受けている方
- (5) 正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

<支給額> 対象期間を6か月ごとに区分し、一定額を支給します

中小企業	30万円×2期（合計60万円）
大企業	25万円×2期（合計50万円）

■参考リンク

厚生労働省／特定求職者雇用開発助成金
（就職氷河期世代安定雇用実現コース）



通達が発出された 2024 年 4 月の労働条件明示事項の追加

2024 年 4 月 1 日から、労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されますが、その詳細を定める通達等が発出されました。

- (1) すべての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時
 - ・就業場所・業務の変更の範囲
- (2) 有期労働契約の締結時と更新時
 - ・更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容
- (3) 無期転換ルールに基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時
 - ・無期転換申込機会・無期転換後の労働条件

契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他（ ）] 2 契約の更新は次により判断する。 （ <ul style="list-style-type: none"> ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ） ） 3 更新上限の有無（無・有（更新 回まで/通算契約期間 年まで）） 【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約（無期労働契約）の締結の申込みをしたときは、本契約期間の末日の翌日（ 年 月 日）から、無期労働契約での雇用へ転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無（ 無 ・ 有（別紙のとおり） ） 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間： I（高度専門）・II（定年後の高齢者） I 特定有期業務の開始から完了までの期間（ 年 か月（上限10年）） II 定年後引き続き雇用されている期間
就業の場所	（雇入れ直後） （変更の範囲）
従事すべき業務の内容	（雇入れ直後） （変更の範囲） 【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】 ・特定有期業務（ 開始日： 完了日： ）

ひらたコラム

「こまめ」でも「あずき」でもない「小豆島」初上陸。

年に一度、有志のスタッフさんが島内の林道をつないでルートを作ってくれるツーリングイベントに参加してきました。

普段オフロードバイクで公道を走ることはないのですが、人生初のオフロードツーリングでしたが、なんだか新しい扉を開いた予感…。誰かと競うこともなく、時間も決められておらず、ただ楽しく走ればいいなんて…最高だ！

展望台でおにぎりを食べたり、島の人に手を振ってもらえたり、最後は小豆島名産のおそうめんをいただいたり。至高の週末を過ごした小豆島ロスが続いて、今は来年の小豆島のことを考えてぼんやりする日々…。



発行/2023年4月28日 第132号
 平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか
 733-0865 広島県広島市西区草津本町 9-18-201
 TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544
 Mail info@tairaken95.com
 URL http://tairaken95.com

